

教 育 委 員 会 会 議 録

開催日 令和5年7月19日

南 あ わ じ 市 教 育 委 員 会

南あわじ市・洲本市小中学校組合教育委員会

南あわじ市及び南あわじ市・洲本市小中学校組合教育委員会 合同定例会会議録

1. 日 時 令和5年7月19日（水） 午前10時07分開会
2. 場 所 南あわじ市役所 第2別館 第5会議室
3. 会議次第
開 会 午前10時07分
開議宣告
会議録署名委員の指名 山本委員（南あわじ市） 本條委員（学校組合）
前回会議録の承認
議 事
協議及び報告事項
閉議宣告
閉 会 午前10時55分
4. 会議の出席者
《南あわじ市》
（教育長） 浅井 伸行
（教育委員） 青木 京、數田 久美子、近藤 宰常、山本 真也
《学校組合》
（教育長） 浅井 伸行
（教育委員） 狩野 時夫、青木 京、本條 滋人、山本 真也
5. 説明のため出席した者の職氏名
教育次長 福田 龍八、教育次長補兼学校教育課長 上原 泉、
教育総務課長 秀 充浩、社会教育課長 山家 光泰、
体育青少年課長 阿萬野 真司、教育総務課係長 佐々木 友美、
教育総務課主任 大西 重三子
総務企画部副部長兼総務課長 中村 尚之、総務課係長 森浦 勇人
6. 会議に付した事件及びその結果
《南あわじ市》
議案第18号 旅館業の営業許可に関する教育委員会の意見について
原案可決

1. 開 会

午前10時07分

【浅井教育長】 定足数に達しておりますので、ただいまから南あわじ市教育委員会及び南あわじ市・洲本市小中学校組合教育委員会合同定例会を開会いたします。

2. 会議録署名委員の指名

【浅井教育長】 まず、「会議録署名委員の指名」を行います。

会議録署名委員につきましては、会議規則第15条第2項の規定により、1名の委員を指名します。

南あわじ市教育委員会会議録署名委員につきましては、山本委員にお願いいたします。

南あわじ市・洲本市小中学校組合教育委員会会議録署名委員につきましては、本條委員にお願いいたします。

3. 前回会議録の承認

【浅井教育長】 次に、「前回の会議録の承認」に移ります。

前回会議録につきましては、事前に送付させていただいておりますので、ご確認をお願いしたいと思います。何かお気づきの点はございませんでしたか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

【浅井教育長】 ご意見がないようですので、前回教育委員会定例会会議録については原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【浅井教育長】 異議なしと認めます。

よって、前回の教育委員会定例会会議録は原案のとおり承認することに決定しました。

4. 教育長報告

【浅井教育長】 次に、「教育長報告」をさせていただきます。

先日、教頭会で取り上げた話題についてお話させていただきます。まず教頭に、2つの質問にどのように答えますか、と問いかけました。1つ目の質問は、教育とは何のためにやっていますか、ということです。2つ目に、子どもにつけたい力はどのような力ですか、ということです。1つ目については、まず往々にして、学校やクラスの全体像を見て議論されることが多いということです。例えば、全国学力学習状況調査の結果や、クラス全体のテストの平均点などです。これも一つの方法かもしれませんが、それでいいのか、という話をしました。大事なことは、子どもたちひとりひとりが幸せになることではないかと思います。「学ぶ楽しさ日本一」を掲げて様々な取組をしているところですが、その根本にあるのは、なりたい自分を見つけ、なりたい自分に向かって目標を持って進もうとすることを教育委員会をはじめ皆で支援していくことです。そして個人の幸せとは、自分のやりたいことを知り、そのやりたいことができるということだと思います。高学歴の高校や大学へ行くことではない。個人がどれだけ伸びたのか、どんなものを見つけたのか、その結果として学力やそのほかの力が向上し、学校全体が良くなっていくことにつながるのではないかと思います。このような話をしました。

2つ目については、子どもたちに一番つけたい力は、人と関わる力が必要だという話をしました。人と関わる力は、自分の生活すべての基礎になると考えています。そして人と関わる力は、3つあると考えています。人の立場や気持ちを考えながら関わる力、チャレンジしながら関わる力、自分の将来像を描きながら関わる力、と私は定義しています。人と関わる力を育ててこそ、ICTの活用能力、英語力、防災力など身につけていくのではないのでしょうか。人と関わる力を培うには社会全体で取り組む必要がありますが、なかなか難しい現状です。ですからせめて、南あわじ市においては、人と関わる力を身につける切り口となる取組ができればと考えています。南あわじ市では様々な取組を行っていますが、それらの取組は、極論で言えば、人と関わる力を子どもたちにつけさせるために、いろいろな材料を用意して提供しているということです。この取組さえ行えば必ず結果が出るといった魔法の杖はないと思っていますので、様々な仕組みやきっかけづくりを行いながら、様々な支援をしていくことが教育委員会の仕事だと思っています。

先日、中学校部活動の合同練習中に事故があったというニュースがありました。中体連より事故防止についての具体的な方策が示されておりますので、本市でも事故防止の具体的な取組を資料にして学校へ防止策として示しております。

トランスジェンダーのトイレの利用についてお話しします。トランスジェンダーの方への過度なトイレの使用制限は人権侵害にあたり、最高裁での判決が最近出ておりました。本市においても、トランスジェンダーの子どもたちにどのように対応していくかを議論したところ、子どもたちが不安にならない、させないということが一番のポイントではないかという話になりました。市内小中学校では神代小学校を除いてす

すべての学校に多目的トイレが整備されておりますので、多目的トイレを活用していこうと考えております。神代小学校につきましては、令和6年度にトイレの改修工事を行う予定となっております。

先日、沼島出身の方より、沼島小中学校のために活用されることを希望して、高額な遺産を寄附いただきました。その活用方法について議論していく中で、寄附の一部から、毎年100万円ずつ10年間活用することとし、子どもたちが、毎年、寄附者の方の思いを汲み取って、学校をよくするためにどうしたいか、何ができるかを家庭で話し合ってもらい、その意見を学校で出し合い、先生も一緒に活用方法について考え、学校から提案してもらい、ということを考えています。子どもたちが寄附者の思いを汲み取り、主体的に実現させていくしくみを作りたいと考えています。

神代小学校のトイレ改修について新聞について掲載されましたのでご紹介します。今後、学校の大規模改修が始まりますが、全部が全部、子どもたちの希望どおりにできません。しかし、トイレは、子どもたちの提案にできるだけ応えられるように整備したいと考えております。神代小学校をスタートとしてこれからトイレ改修が始まるすべての学校にトイレ改修についての意見を聞き、できることはやっいていこうと考えております。神代小学校ではすでに全校生にアンケートを行い、意見が違う部分では議論もあったと聞いています。低学年の子どもたちのことや、避難所に指定されているため避難者も使いやすいトイレについて意見を集約しております。子どもたちが意見交換をする中で、人と関わる力を付ける一つのきっかけづくりにもなるのではないかと思います。

以上で教育長報告を終わります。ご意見等ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

【浅井教育長】 ないようですので「教育長報告」を終わらせていただきます。

5. 議 事

【浅井教育長】 次に、「議事」に移ります。

「議事」につきましては、南あわじ市議案1件を審議いたします。

○南あわじ市教育委員会議案第18号

「旅館業の営業許可に関する教育委員会の意見について」

【浅井教育長】 南あわじ市教育委員会議案第18号「旅館業の営業許可に関する教育

委員会の意見について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

【上原次長補】 議案第18号「旅館業の営業許可に関する教育委員会の意見について」ご説明を申し上げます。この度、南あわじ市立福良小学校の概ね100メートル区域内にあたる南あわじ市福良乙字原田1193-7において簡易宿所営業の許可申請がなされたため、兵庫県淡路県民局洲本健康福祉事務所より、旅館業法第3条第4項の規定に基づき、「清純な施設環境が著しく害されるおそれの有無について」教育委員会の意見が求められております。

対象施設は 主に就学前の児童とその親を対象とした交流スペースとして、夏頃の営業開始を目指しており、親子でのお泊り会を想定した貸室が簡易宿所営業にあたるということでございます。

以上でご説明とさせていただきます。

【浅井教育長】 説明が終わりました。

質疑ございませんか。

【青木委員】 観光客ではなく、地元の親子が利用されることを想定した施設ですか。

【上原次長補】 まだ営業が始まっておりませんので、その辺りはまだはっきりとはわからないところです。

【浅井教育長】 他に質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

【浅井教育長】 これで質疑を終結します。

お諮りします。

本案につきましては討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【浅井教育長】 異議なしと認めます。

よって、直ちに採決します。

南あわじ市教育委員会議案第18号「旅館業の営業許可に関する教育委員会の意見について」を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【浅井教育長】 異議なしと認めます。

よって、南あわじ市教育委員会議案第18号は、原案のとおり決定されました。

5. 協議及び報告事項

【浅井教育長】 続いて、協議及び報告事項に移りたいと思います。

協議及び報告事項につきましては、お手元に資料を配布しております。

(1) 委員の委嘱について

【浅井教育長】 はじめに、「委員の委嘱について」、事務局より説明をお願いします。

【秀課長】 資料の「南あわじ市教育に関する事務の点検及び評価委員会委員」「南あわじ市いじめ問題対策連絡協議会委員」「南あわじ市いじめ問題対応委員会委員」の名簿をご覧ください。

南あわじ市教育に関する事務の点検及び評価委員会委員は、南あわじ市教育に関する事務の点検及び評価委員会条例第3条、南あわじ市いじめ問題対策連絡協議会委員及び南あわじ市いじめ問題対応委員会委員は、南あわじ市いじめ問題対策連絡協議会等条例第4条、第11条に基づき、教育委員会が委嘱します。

本来、教育委員会でお諮りすべきところではございましたが、任期の時期等の都合により、教育長専決で進めさせていただき、ここで報告させていただきます。

【浅井教育長】 説明が終わりました。

この件について、ご質問、ご意見等ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

(2) 当面の行事予定及び教育委員会後援名義使用許可の報告について

【浅井教育長】 次に、「当面の行事予定」、「教育委員会後援名義使用許可状況」については、資料をご覧ください。

6. その他

【浅井教育長】 次に「その他」に移らせていただきます。
何かございませんか。

○イベントの紹介

【山家課長】 お手元にチラシをお配りしております。

夏季特別展「銅鐸礼賛」を7月12日から9月10まで玉青館で開催しております。
7月23日には「人形浄瑠璃後継者団体発表会・交流会」を、8月5日には「人権サマーフェスティバル」を、8月29日には「南あわじ音楽祭」を、いずれも湊地区公民館で開催いたします。また、8月26日には「淡路人形座若手会」を淡路人形座で開催予定です。9月10日には「津軽三味線・尺八・箏&淡路人形座夢の競演」を洲本市文化体育館で開演いたします。

以上ご紹介とさせていただきます。

【福田次長】 補足でご紹介させていただきます。淡路人形座では、7月27日から8月15日まで、新作「ももたろう」を上演します。1日2回公演で、オリジナルの脚本に併せて新しく作曲し、人形もこしらえをし直しております。現代語の語りですので、わかりやすい人形劇に仕上がっております。大人も子どもも楽しめる内容となっておりますので、ぜひご観覧ください。

○10月の教育委員会定例会の日程調整について

【秀課長】 10月の教育委員会定例会については、日程調整の結果、10月30日（月）午前10時00分から第2別館第5会議室で開催したいと思いますのでよろしくお願いいたします。

○南あわじ市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例（仮称）について

【中村副部長】 総務企画部副部長の中村でございます。

少しお時間をいただきまして、「南あわじ市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例（仮称）」につきまして、ご説明させていただきます。

この条例は、9月に南あわじ市議会定例会に提案予定となっております。その内容につきまして、担当の森浦係長からご説明申し上げます。

【森浦係長】 お手元にお配りしております資料をご覧ください。この条例につきましては、教育長及び教育委員についての規定があることから、その内容についてご説明させていただきます。

令和2年4月1日に地方自治法の一部を改正する法律が施行されました。その中で、地方公共団体の長等の損害賠償責任が見直されたことから、当市におきましても条例の制定について検討することとなりました。地方自治法が改正された背景には、住民訴訟において長や職員に対する1億円以上の損害賠償を命ずる判決が全国で相次いだことで、長や職員が公務を行う際に委縮してしまうなどの課題があったことによります。調べたところ、全国的に、教育委員会委員の対象事例は見当たりませんでした、国の基準に準じて定めようとするものです。

内容としましては、市長は条例で、市長、委員会の委員、委員、市職員の市に対する損害を賠償する責任を、市長等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、市長等が賠償の責任を負う額から市長等の職責その他事情を考慮して政令で定める基準を参酌して、政令で定める額以上で当該条例で定める額を控除して得た額について免れさせる旨を定めることができるとされました。国が政令で定める参酌基準については資料に掲載のとおりです。

検討段階の制定予定条例では、市長等の本市に対する損害賠償責任に基づく額から、基準給与年額に市長等の区分に応じて定める数を乗じて得た額を控除して得た額を免責するというもので、職務を行う上で、善意でかつ重大な過失がないときに限りこの条例が適用されます。「善意でかつ重大な過失がない」とは、職務行為によって市に損害を及ぼすことを認識しておらず、または認識しなかったことについて著しい不注意がない場合をいい、最終的には裁判所によって判断されます。実質的な負担額については、市長は基準給与年額の6倍、副市長、教育長、教育委員会の委員、選挙管理委員会の委員、監査委員は基準給与年額の4倍、農業委員会の委員及び固定資産評価審査委員会の委員は基準給与年額の2倍、職員は基準給与年額の1倍とした国の参酌基準のとおり定める予定となっております。

以上でご説明とさせていただきます。

【浅井教育長】 仮に裁判で1億円の賠償が命じられた場合はどうなりますか。

【森浦係長】 具体的に申し上げますと、例えば市長の給与年額が1,000万円だとすると、市長の参酌基準が基準給与年額の6倍になるので、1,000万円×6で6,000万円となり、1億円から6,000万円を控除した額4,000万円が免責され、6,000万円までが市長が払うべき賠償額となります。

【浅井教育長】 裁判所で賠償額が決定されたにもかかわらず、免責が認められるという事は、市側にとっては良いかもしれませんが、損害を受けた人から見れば非常に不利益になると思うのですが、それでいいのでしょうか。

【森浦係長】 地方自治法でそのように規定されており、条例を制定することでその効力が認められることとなります。

住民訴訟により、損害賠償を求められる例を念頭において、法律が改正されたものです。

重大な過失がないときに限り免責規定が適用されますので、過失がある場合は全額支払わなければならないこととなります。

【本條委員】 私と狩野委員は小中学校組合教育委員会の教育委員ですが、この条例の中に含まれますか。

【森浦係長】 南あわじ市の教育委員でないため含まれないこととなります。

【本條委員】 その場合、どうなりますか。

【佐々木係長】 免責事項を規定した条例を小中学校組合で新しく定める必要があります。条例を制定するという判断となりましたら、南あわじ市の条例が制定されるのを待って、それに準じて制定することを検討していきたいと思います。

【森浦係長】 現在、県内の市における条例の制定状況は12市と兵庫県が制定済です。島内3市については、淡路市が制定済で、洲本市は未制定となっております。

【浅井教育長】 他になにかございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○子どもの第三の居場所について

【上原次長補】 お手元に「島のゆくりば」というリーフレットをお配りしております。こちらは、15歳までの学齢期の子どもたちの第三の居場所づくりということで、学ぶ楽しさ支援センター内に開設しています。市内小中学校児童生徒全員にこちらのリーフレットを配付しております。

【浅井教育長】 他になにかございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

【浅井教育長】 ないようですので、これでその他を終了します。

7. 閉 会

【浅井教育長】 以上で本日の定例会の日程はすべて終了しました。

これをもちまして、南あわじ市教育委員会、及び南あわじ市・洲本市小中学校組合教育委員会合同定例会を閉会します。

午前10時55分